

## R6. 3. 8 議会運営委員会

西内委員長	<p>ただいまから、議会運営委員会を開く。 本日は、議案の付託及び意見書案の送付先等について御協議願うため、お集まりいただいた。 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。</p>
	<b>1. 議案の付託について</b>
西内委員長	<p>初めに、1ページの資料1、議案の付託についてである。 知事提出議案85件を、お手元にお配りしてある議案付託表のとおり、本日の質問終了後、所管の常任委員会に付託することとしたいが、御異議ないか。</p> <p>(異議なし)</p>
西内委員長	<p>それでは、さよう決する。 なお、請願の提出はなかったので、御報告する。</p>
	<b>2. 意見書案の送付先について</b>
西内委員長	<p>次に、意見書案の送付先についてである。 9ページの資料2、意見書案送付先一覧表案を御覧いただきたい。 以上、意見書案10件は、記載してあるそれぞれの常任委員会に送付することとしたいが、御異議ないか。</p> <p>(異議なし)</p>
西内委員長	<p>それでは、さよう決する。 なお、常任委員会で不一致となった意見書案は、議運へ差し戻されることとなるが、慣例により、改めて議運を開かず、議運から提出会派へ差し戻したものとみなすこととしたいので、御了承願う。</p> <p>(了 承)</p>
西内委員長	<p>また、不一致となった意見書案を改めて会派として提出する場合は、全ての常任委員会で案件についての審査が終了し、そして、その日の全ての常任委員会が閉会した時点から1時間以内に事務局へ提出されるよう、御協力願う。</p>
	<b>3. 次期常任委員について</b>
西内委員長	<p>次に、25ページの資料3、次期常任委員についてである。 次期常任委員会の会派構成については、本日の議運で協議、決定することとしていた。 まず、各委員会別の会派構成について、それぞれの御希望をお聞きしたいと思う。 自由民主党から順に発言願う。</p>
土居委員	<p>自民党だが、総務委員会5名、危機管理文化厚生委員会4名、商工農林水産委員会5名、産業振興土木委員会5名で願う。</p>
岡田(芳)委員	<p>日本共産党だが、総務委員会2名、危機管理文化厚生委員会2名、商工農林水産</p>

### R6. 3. 8 議会運営委員会

	委員会 1 名、産業振興土木委員会 1 名である。
田所委員	県民の会だが、各委員会 1 名ずつで願います。
大石副委員長	同じく各委員会 1 名ずつで願います。
西森(雅)委員	総務委員会 1 名、危機管理文化厚生委員会 1 名、商工農林水産委員会 1 名で願います。
西内委員長	なお、自由の風の樋口議員においては、委員長に一任するとの意向であることを確認しているため、御了承願う。 それでは、各会派の御希望を事務局に整理させる。
杉本議事課長 補佐	先ほどの結果を集計すると、総務委員会は自由民主党 5 人、日本共産党 2 人、県民の会 1 人、一燈立志の会 1 人、公明党 1 人の計 10 人で定数 10 人と同じとなっている。 危機管理文化厚生委員会は、自由民主党 4 人、日本共産党 2 人、県民の会 1 人、一燈立志の会 1 人、公明党 1 人の計 9 人で定数 9 人と同じとなっている。 商工農林水産委員会は、自由民主党 5 人、日本共産党 1 人、県民の会 1 人、一燈立志の会 1 人、公明党 1 人の計 9 人で定数 9 人と同じとなっている。 産業振興土木委員会は、自由民主党 5 人、日本共産党 1 人、県民の会 1 人、一燈立志の会 1 人の計 8 人で定数 9 人を 1 人下回っている。 改めて申し上げますと、総務委員会は定数 10 人のところを希望 10 人、危機管理文化厚生委員会は定数 9 人のところを希望 9 人、商工農林水産委員会は定数 9 人のところを希望 9 人、産業振興土木委員会は定数 9 人のところを希望 8 人となっており、自由の風の樋口議員に産業振興土木委員会に所属いただければ、各委員会の定数と各委員会への各会派の希望人数の総数は全て一致することとなる。 以上である。
西内委員長	それでは、令和 6 年度の各委員については、自由の風の樋口議員には産業振興土木委員会に所属していただくこととし、総務委員会は、自由民主党 5 人、日本共産党 2 人、県民の会 1 人、一燈立志の会 1 人、公明党 1 人。危機管理文化厚生委員会は、自由民主党 4 人、日本共産党 2 人、県民の会 1 人、一燈立志の会 1 人、公明党 1 人。商工農林水産委員会は、自由民主党 5 人、日本共産党 1 人、県民の会 1 人、一燈立志の会 1 人、公明党 1 人。産業振興土木委員会は、自由民主党 5 人、日本共産党 1 人、県民の会 1 人、一燈立志の会 1 人、自由の風 1 人とすることに御異議ないか。  (異議なし)
西内委員長	それでは、さよう決する。 なお、各委員会別の委員名については、各会派で早急に選任の上、26 ページの様式により、3 月 11 日月曜日正午までに事務局へ提出願う。

**4. 会議規則の改正並びに条例の制定及び改正について**

西内委員長

次に、会議規則の改正並びに条例の制定及び改正についてである。  
この件については、前回の議運で会議規則の改正、委員会条例の改正及び「情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例」の制定について御決定いただいたので、それらの議案を正副委員長で作成し、資料4から6までのとおりお示ししてある。  
これらの案のとおり、規則議案1件及び条例議案2件を、議運の委員の連名で閉会日の本会議に提出することで御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。  
なお、本会議での議事手続については、閉会日の議運でお諮りする。

**5. 傍聴規則の改正について**

西内委員長

次に、51ページの資料7、傍聴規則の改正についてである。  
この件について、事務局に説明させる。

杉本議事課長  
補佐

傍聴規則の改正について御説明する。51ページ、資料7を御覧願う。  
前回の議運で御説明したとおり、今定例会で改正しようとする会議規則の中の外套や襟巻といった現代の用語になじまない言葉は、一般の傍聴者を対象としている傍聴規則にも使用されている。このため、会議規則の改正が認められた場合は、傍聴規則についてもこの用語を見直すとともに、法制的な面からの用語の整理も含めて、資料7の新旧対照表の左側にある新のとおり見直ししてはと考える。この傍聴規則については本会議の議決は不要であるので、本日見直しをお認めいただければ、閉会日の会議規則改正の可決後、議長告示など改正の手続を進めさせていただくこととする。  
以上である。

西内委員長

何か質問はないか。

(なし)

西内委員長

それでは、資料7の案のとおり、傍聴規則を改正することで御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。  
なお、改正の告示等の手続については、議長に一任することで御了承願う。

(了承)

**6. 東日本大震災発生十三年に伴う常任委員会での黙祷について**

西内委員長

次に、55ページの資料8、東日本大震災発生十三年に伴う常任委員会での黙祷についてである。

### R6. 3. 8 議会運営委員会

このことについては、3月11日に、哀悼の意を表するため、国民各位に対して、震災の発生時刻に黙祷を捧げるよう協力方を要望することが閣議了解されている。については、先例もあるので、3月11日に開催される各常任委員会において、東日本大震災で被災された方々を追悼するための黙祷を捧げてはと思うが、いかがか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、それぞれの委員会において、黙祷を実施することとし、発災時刻である午後2時46分からの1分間は、各委員会室において、委員長の発声により黙祷を行うということで、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。

#### 7. その他

##### (1) タブレット端末使用方法についての意向確認

西内委員長

次に、その他についてである。

56ページの資料9、タブレット端末使用方法についての意向確認についてである。事務局に説明をさせる。

杉本議事課長  
補佐

タブレットの使用の意向確認についてである。56ページの資料9を御覧願う。

現在お使いいただいているタブレットを政務活動で使用する場合は、議会運営システム管理要領により、その通信費の2分の1を議員が自己負担することとなり、毎年度当初にその確認を行うこととさせていただいている。

このため、令和6年度の使用の意向について、56ページの確認書の使用の希望に印をしていただき、3月15日までに事務局に提出いただくようお願いする。なお、四角囲みの3つ目の米印に記載しているとおり、通信費は前納のため、年額を4月中にお支払いいただくこととなる。

また、金額については、議会閉会後に予定する入札によるため、まだ確定していないが、参考までに、予算を策定する時点で参考として取り寄せた見積りでは、月額992円、年額にすると11,904円となっている。確定した金額と納入方法等については、使用を希望される方に4月に入って、個別にお知らせする。

なお、今回使わないとされていても変更は可能なので、その際は、事務局までお知らせいただくようお願いする。

以上である。

西内委員長

何か質問はないか。

(なし)

西内委員長

それでは、ただいまの説明のとおり、資料9にお示ししている提出用紙に記入の上、3月15日金曜日までに事務局に提出することで、御了承願う。

(了承)

### R6.3.8 議会運営委員会

西内委員長      なお、用紙は後ほど控室にお配りするので、会派内での周知をよろしく願います。

#### (2) その他

西内委員長      ほかに、その他で何かないか。

(な し)

西内委員長      それでは、協議事項は以上である。  
次回の議運は、特別の事情がなければ、閉会日の3月21日木曜日午前9時から開催することとする。

協議事項は、意見書案の協議結果、閉会日の議事手続等についてである。  
本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

西内委員長      それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめぐとする。  
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。